

保育園における
保育の質の向上のための
アクションプログラム
第3期

令和2年3月
那須塩原市

1 アクションプログラムの基本的な考え方

(1) アクションプログラム策定の趣旨と背景

本市では、国の「保育所保育指針」を受け、平成28年3月に「アクションプログラム第2期」を策定し、子どもの保育や保護者への支援等を通じて適切にその役割や機能を発揮できるよう、保育の質を高めるために取り組んできました。

現在、本市においては、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化の進行、共働きの増加等を背景に、多様化する保育ニーズに応じた保育や、特別なニーズを有する家庭への支援、児童虐待の発生予防及び発生時の迅速かつ的確な対応など、保育園の担う子育て支援の役割は、より重要性を増しています。

こうした状況を踏まえ、子ども、そして子育て支援の一番近くにいる保育園の保育の質の向上を図り、本市の子育て支援の一層の充実を図るため、「アクションプログラム第2期」を継承する「アクションプログラム第3期」を策定します。

(2) アクションプログラムの計画期間

本プログラムの計画期間は、「第2期那須塩原市子ども・子育て未来プラン」及び「第2期那須塩原市保育園整備計画」等の関連計画に合わせ、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

年度 計画名	28	29	30	1	2	3	4	5	6
アクションプログラム	第2期				第3期				
保育園整備計画	後期（改訂版）				第2期				
子ども・子育て未来プラン	第1期				第2期				

2 子育て支援における保育園の質の向上の基本的な考え方

(1) 現状と課題

核家族化や都市化の進展により、世代間で子育てに関する知識を伝えていくことが難しくなっていると同時に、地域のつながりが希薄化し、多くの子育て家庭で子育ての不安や負担感、孤立感が高まっています。

そのような中、すべての子育て家庭が、子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう、家庭での子育てを基本としながらも、地域や社会全体で子育て家庭を支えていくことが求められています。

「第2期那須塩原市子ども・子育て未来プラン」の策定に当たって実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」によると、就学前児童のいる世帯の7割近くが保育園等を定期的に利用しており、また、子育てにもっとも影響する環境として、「家庭」の次に「保育園や幼稚園等」を挙げている世帯が7割以上いることから、保育の質の向上を図り、保育園の子育て支援機能を強化することが求められていると考えられます。

(2) 保育所保育指針改正の要点

保育所保育指針は、一定の保育の水準を保ち、更なる向上を目的に、全ての保育所が拠るべき保育の基本事項を定めた指針であり、昭和40年に策定され、平成2年、平成11年と2回の改訂を経た後、平成20年度の改定に際して告示化されました。

平成30年4月1日から適用された保育所保育指針は、前回改定から現在に至るまでの社会情勢の変化と幼稚園教育要領の改訂を踏まえた検討が行われており、主な変更点及び新たな記載内容は次のとおりです。

- ・第1章 「総則」 保育所保育の基本となる考え方について記載。特に保育所保育が幼児教育の重要な一翼を担っていること等も踏まえ、「4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項」を定める。
- ・第2章 「保育の内容」 乳児、3歳未満児、3歳以上児の保育について、それぞれ、ねらい及び内容を記載。特に、3歳以上児の保育について、幼稚園、認定こども園との整合性を確保。
- ・第3章 「健康及び安全」 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等について。
- ・第4章 「子育て支援」 保護者と連携して「子どもの育ち」を支える

ことを基本として、保育所が行う子育て支援の役割等について。

- ・第5章 「職員の資質向上」 職員の資質・専門性の向上について、キャリアパスを見据えた研修機会の充実など。

(3) 保育の質の向上に関する施策の展開

「第2期那須塩原市子ども・子育て未来プラン」においては、「地域みんなで子育てを支援し つながり 家族を創るまち なすしおばら」を基本理念として定め、基本方針及び基本施策を体系付け、すべての子どもや子育て家庭への支援を総合的に取り組むこととしています。

本プログラムでは、それらを支える専門機関としての保育園における保育の質の向上のため、「アクションプログラム第2期」を継承し、以下の4つの基本施策を設定し、具体的な取組を推進します。

- ①保育実践の改善・向上
- ②子どもの健康と安全の確保
- ③保育士の資質・専門性の向上
- ④保育を支える基盤の強化

3 施策の体系

本プログラムにおいては、保育の質の向上のための施策を次のように体系付け、保育園の具体的な取組を推進します。

《子ども・子育てプラン》

基本理念

地域みんなで子育てを支援し
つながり
家族を創るまち
なすしおばら



《アクションプログラム》

基本施策

基本施策1
保育実践の
改善・向上

基本施策2
子どもの健康と
安全の確保

基本施策3
保育士等の資質・
専門性の向上

基本施策4
保育を支える基
盤の強化

具体的な取組

- (1) 保育園の自己評価の推進
- (2) 保育サービス第三者評価の受審の推進

- (1) 保健衛生・安全対策
- (2) 園児の健康・保健衛生対策の充実
- (3) 子どもへの虐待防止対策
- (4) 発達支援保育の充実
- (5) 食育の推進

- (1) 保育士等研修の充実
- (2) 発達支援保育の専門性の向上

- (1) 地域及び関係機関との連携
- (2) 地域の専門的な人材や多様な人材の活用
- (3) 保育環境の整備
- (4) 保育士等の適正配置
- (5) 保護者に対する支援

4 施策推進のための具体的な取組

基本施策1 保育実践の改善・向上

目標：児童の養護及び教育並びに子育て家庭の支援を一体的に行う役割を担う保育園の特性を生かしつつ、保育の内容や方法を見直し、その改善・向上を図ります。

(1) 保育園の自己評価の推進

保育園は、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、保育園の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を保護者や地域に公表します。

また、保育園の自己評価等を情報提供することで、保護者や地域に信頼される開かれた保育園づくりを行います。

【具体的な取組】

- 保育園の自己評価の実施
- 保育士等の自己評価の実施
- 評価結果及び改善内容等の保護者及び地域への公表

(2) 保育サービス第三者評価の受審の推進

保育園の現状と課題を客観的に把握するため「保育サービス第三者評価」の受審を推進し、その結果を公表することで、保育園の運営状況や課題などの情報を保護者や地域と共有します。また、評価結果を踏まえ保育の内容等の改善・向上に取り組みます。

【具体的な取組】

- 保育サービス第三者評価の受審
- 評価結果及び改善内容等の保護者及び地域への公表

* 第三者評価受審状況及び計画

実績（H28～R1）		計画（R2～6）
公立	H28（3園）ひがしなす・南・大貴保育園 H29（3園）さくら・わかば・いなむら*保育園 H30（2園）たかはやし・なべかけ保育園 R1（3園）さきたま・永田・三島保育園 ※は民営化前に公立保育園として受審	R2：2園 R3：2園 R4：2園 R5：2園 R6：2園 原則5年に1回の実施
【参考】 私立	H29（3園）西保育園、友里かご保育園、ゆたか保育園 H30（2園）とようら保育園、 塩原認定こども園	民営化園は民営化3年以内に実施。他は定期的に、実施を推奨

基本施策2 子どもの健康と安全の確保

目標：保護者や関係機関と連携し、子どもが健康で安全に生活できる場を確保します。

(1) 保健衛生・安全対策

感染症対策等の衛生管理に関するマニュアルや安全対策として危機管理対応マニュアル等の整備及び見直しを実施し、各保育園がそれらに基づき、園の実情に合わせた対応マニュアルを整備します。

また、保護者や関係機関との情報共有を行うとともに、子どもの健康管理の徹底及び事故防止等の啓発に取り組めます。

【具体的な取組】

- 各種マニュアルの整備及び見直し
 - 給食に関するもの
 - 保健衛生に関するもの
 - 事故防止及び安全対策に関するもの
- 衛生管理研修会の開催
- 避難訓練の実施

(2) 園児の健康・保健衛生対策の充実

保育園では日常の健康観察のほか、手洗い、うがい等の励行などで園児の健康管理に配慮し、内科、歯科の嘱託医と連携しながら、健康状態について定期的、継続的に把握します。

また、健康管理の充実を図るため、嘱託医による眼科健診を継続して実施します。

感染症が発症してしまった場合には、保護者との連絡を密にし、園内での蔓延防止に努めます。

【具体的な取組】

- ・内科、歯科及び眼科検診の実施
- ・検診での指摘事項の早期受診促進
- ・子どもの健康状態に関する保護者との情報共有
- ・治癒証明書及び登園届の活用
- ・感染症流行情報の把握、保護者との情報共有による蔓延防止

(3) 子どもへの虐待防止対策

保育園では、子どもの心身の状況や保護者の養育状況を把握することが可能であり、虐待を発見しやすい立場であることを自覚し、日常の保育の中で、保護者による不適切な養育や虐待が疑われるときは、子ども・子育て総合センターや児童相談所などの関係機関と連携し、迅速かつ組織的な対応を行います。

*虐待通告受理件数の推移（各年度末時点）

年度	H27	H28	H29	H30	R1 (2/29現在)
件数	81	17	59	123	176

※市子ども・子育て総合センター事業報告より

(4) 発達支援保育の充実

発達の遅れなど特別の配慮が必要な子ども（要支援児）について、保護者の理解を得ながら、「那須塩原市発達支援システム」により医療機関、保健センター、子ども・子育て総合センターと連携し、市の発達支援保育審査会の判断のもと保育士の加配を行い、子どもの発達に応じた

適切な保育が受けられるよう支援します。

【具体的な取組】

- ・ 発達支援保育審査会の開催
- ・ 発達支援システムによる関係機関との連携

* 要支援児数の推移（各年度末時点） 単位：人

年度	H28	H29	H30	R1 (2/29現在)
対象児童数	164	162	143	159
加配保育士数	87	90	81	94

* 発達支援システム登録人数の推移（各年度末時点） 単位：人

年度	H29	H30	R1 (2/29現在)
登録人数	121	168	213

※市子ども・子育て総合センター事業報告より

(5) 食育の推進

保育園における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培う重要な役割を担っています。

乳幼児期にふさわしい食生活を展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善を行います。

【具体的な取組】

- ・ 食育計画の作成
- ・ 栄養士による食育活動の実施
- ・ 食物アレルギー児への対応
- ・ 季節行事食の提供
- ・ 離乳食の支援
- ・ 収穫体験

基本施策3 保育士等の資質・専門性の向上

目標：保育士等の資質や保育の専門性を高め、保育園において質の高い人材を確保します。

(1) 保育士等研修の充実

保育の質を高め、子育て支援を充実させるためには、保育士等の一人ひとりの資質の向上や専門性を高めることが必要です。

初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた研修を計画的に実施し、資質の向上や専門的知識、技術の修得を図ります。

さらに、研修に参加できなかった職員に対し、組織内で研修成果を共有することで、組織的な質の向上を図ります。

【具体的な取組】

- ・市主催の研修の実施
- ・園内研修の充実
- ・外部研修への参加

* 保育士等の研修状況（市主催研修）

年度	H28	H29	H30	R1
回数	2回	3回	2回	2回
参加者数	383人	928人	470人	414人

(2) 発達支援保育の専門性の向上

発達支援保育を充実させるためには、担当保育士が要支援児の状況を的確に把握するとともに、適切に指導することが重要です。

発達支援保育に関する研修や「市発達支援システム」において展開される各種事業により、発達支援保育に必要な専門的知識、技術の修得を図ります。

【具体的な取組】

- ・専門研修への参加
- ・市発達支援システムの活用
- ・専門性の高い職員による巡回支援

基本施策4 保育を支える基盤の強化

目標：社会の動向、保育ニーズを的確に捉え、保育園を核とした地域全体の保育環境を整備します。

(1) 地域及び関係機関との連携

保育園の保育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに留意し、幼保小間の情報交換、相互理解を図ります。

更に、地域行事への参加を通して、高齢者などの異年齢に触れることにより、ゆたかな生活体験を提供します。

また、インターンシップやマイチャレンジの受入れにより、将来に向けての地域の子育て力の向上を図ります。

【具体的な取組】

- ・ 幼保小連絡協議会の活用
- ・ 小学校への児童票の引継
- ・ 各種地域開催事業等への参加、協力
- ・ インターンシップやマイチャレンジの受入れ
- ・ 保護者会活動の促進

(2) 地域の専門的な人材や多様な人材の活用

保育園が地域との交流を深め、豊富な知識や能力を有する地域の人材と協力関係を築き、保育の実践に活用するとともに、その知識や能力を吸収し、保育の質の向上を図ります。

【具体的な取組】

- ・ 保育園等芸術家派遣事業
- ・ 各種体験教室の開催

(3) 保育環境の整備

保育の質の向上を図り、保育サービスを充実させるためには、ソフト面、ハード面両方の保育環境の整備が不可欠です。保育士等の資質や専門性の向上を図るとともに、「第2期那須塩原市保育園整備計画」に基づき、安全で快適な環境の整備を計画的に行い、待機児童の解消と適切な

保育スペースの確保に努めます。

(4) 保育士等の適正配置

保育園において、一定の保育の質を確保し、安定的かつ継続的に保育を提供していくため、国の設備運営基準に基づく必要な保育士等を確保するとともに、適正配置に努めます。

【具体的な取組】

- 保育士確保対策事業の充実
- 再任用職員の登用
- 会計年度任用職員制度の導入

(5) 保護者に対する支援

子どもの健やかな成長のためには、保育園での活動だけでなく家庭での保育にも目を向ける必要があります。保育園が担う子育て支援の役割を認識し、多様化する保育ニーズに応じるとともに、保護者の子育て力向上に努めます。

【具体的な取組】

- 特別保育（延長保育事業、一時預かり事業）の実施
- 子育てサロンの実施
- 保護者保育参加の実施
- 子育て相談の実施

5 アクションプログラムの推進

保育の質の向上を図り、保育園において質の高い保育を行うためには、関係者が共通認識を持ち、それぞれの役割を果たしながら、一体となって取り組むことが重要です。

また、本プログラムをより実践的に取り組むため、本プログラムを基本に、保育園ごとにアクションプログラムを策定し、毎年度見直しを行いながら推進することとします。

さらに、各保育園がそれぞれの取組状況について情報を共有し、検証し、就学前の子どもに関する国の施策を的確に把握し、必要に応じてプログラムの見直しを行いながら、推進することとします。